


伊予市特別職報酬等審議会答申書

平成25年12月26日

伊予市特別職報酬等審議会

平成25年12月26日

伊予市長 武智邦典様

伊予市特別職報酬等審議会
会長 秦泉寺正人 

伊予市特別職の報酬等の額について（答申）

平成25年10月25日付け伊（総）第7371号により本審議会に諮問があった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

平成25年10月25日、本審議会は、市長、副市長の給料額並びに議長、副議長、議員、行政委員、広報区長の報酬額について諮問を受け、平成25年11月6日、11月14日、11月27日、12月6日の4回にわたり審議会を開催した。

審議に当たり、委員全員が公平性及び中立性の立場に立ち、また、市民の意見の代弁者としての見地に立って、それぞれの職務権限、責任の度合い、活動状況や業務内容等を勘案するとともに、本市の人口規模、財政状況、県内各市及び近隣自治体の状況等関係資料の分析、検討を行い、意見交換し、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申することとした。

2 答申結果

(1) 市長及び副市長の給料の額

市長及び副市長の給料の額については、平成17年4月の市町合併時から今日まで、3度の引き下げにより約3%の削減が行われ、しかも、平成23年4月には答申額を上回る減額改定がなされている。一方、市政運営においては、厳しい財政状況に対応するため、事業の見直しや効率化を図るとともに、職員数の削減を続けるなど、積極的に行財政改革に取り組んでこられている。

しかし、今後の市政運営においては、急速な少子高齢化の進展に伴い、社会福祉関係業務の増大をはじめ、更なる地方分権化による業務量の増加等も見込まれることから、より一層の行政の効率化やスリム化等が求められることとなる。

一方、経済状況は多少なりとも景気回復傾向にあるとはいえ、本市のような地方にはその実感はなく、依然として大幅な税収増が見込めない中、国の行財政改革に伴う地方交付税の削減が行われており、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる。

このため、市長及び副市長については、これまで以上にその社会的役割は増大し、職責は重くなることが予想される。

以上を踏まえ、市長及び副市長の給料の額については、据置くことが望ましいとの結論に達した。

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

議員等の報酬の額については、報酬に加え、市長及び副市長と同じ支給割合の期末手当が支給され、その他に、政務活動費及び費用弁償も支給されているが、昨年度の審議内容や、引き下げ状況(議長 3.3%、副議長 2.9%、議員 2.5%)を踏まえ、議論を重ねた結果、市民の直接選挙により選ばれた議員が、市民の負託に応え、今後とも、伊予市を取り巻く課題や市民の要望に的確に対応し、その職責を十分に果たしてもらうことの期待も込めて、据置くことが望ましいとの結論に達した。

(3) 行政委員及び広報区長の報酬の額

行政委員と広報区長の報酬の額については、今回、合併後初めての審議となったことから、現行の報酬額について決定の経緯やその根拠の検証、県内各市や近隣自治体との比較検討をはじめ、職責や職務内容及び活動状況についての資料等を基に、様々な視点から分析、検討を行い議論を重ねた。

その結果、行政委員の報酬の額については、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれ、今回、市長、議員等の報酬の額を据置きが望ましいとする中で、一部には県内各市等の報酬額と比べ低額なものもあるが、職員給与についても引き下げ傾向が続いており、合併時から据置かれたままではあるが、見直すべき要因が見当たらないとの意見で一致し、据置きが望ましいとの結論に達した。

また、広報区長の報酬の額については、このような意見に加え、広報区長が行う業務は、伊予市広報区長及び広報委員に関する規則に定める業務

が本来業務とされるべきであるが、一部地域においては、地域の自治会の世話役的な業務が加わり、その役務の対価としての報酬等が別途支払われている場合もある。

広報区長それぞれの活動状況が違う上、本来、広報区長が行うべき業務が明確に整理なされていない状況のまま、報酬額を変更するのは適当でないとの意見もあり、据置きが望ましいとの結論に達した。